

事 務 連 絡
令 和 5 年 7 月 3 日

地方整備局等担当者 殿

国土交通省不動産・建設経済局参事官付

住宅宿泊事業法の届出住宅における新型コロナウイルス感染症への対応について

新型コロナウイルス感染症については、令和5年5月8日から、感染症の予防及び感染症の患者に対する医療に関する法律（平成10年法律第114号）上の5類感染症に位置付けられ、厚生労働省は同日、「旅館等の宿泊施設における新型コロナウイルス感染症への対応について」（令和3年3月19日付け健感発0319第1号・薬生衛発0319第1号厚生労働省健康局結核感染症課長及び厚生労働省医薬・生活衛生局生活衛生課長通知）を廃止しました。（※）

これまで、住宅宿泊事業法の届出住宅における新型コロナウイルス感染症への対応については、当該通知の内容と同様の対応を取ることが望ましいとされてきたところですが、当該通知の廃止を受け、令和4年7月25日付で発出しました事務連絡については、本日付で廃止します。

※ 「「旅館等の宿泊施設における新型コロナウイルス感染症への対応について」の廃止について」（令和5年5月8日付け健感発0508第1号・薬生衛発0508第1号厚生労働省健康局結核感染症課長及び厚生労働省医薬・生活衛生局生活衛生課長通知）

健感発0508第1号
薬生衛発0508第1号
令和5年5月8日

各 〔 都 道 府 県 〕
〔 保 健 所 設 置 市 〕 衛生主管部（局）長 殿
〔 特 別 区 〕

厚生労働省健康局結核感染症課長
厚生労働省医薬・生活衛生局生活衛生課長
（ 公 印 省 略 ）

「旅館等の宿泊施設における新型コロナウイルス感染症への対応
について」の廃止について

新型コロナウイルス感染症について、令和5年5月8日から、感染症の予防及び感染症の患者に対する医療に関する法律（平成10年法律第114号）上の5類感染症に位置付けました。

「旅館等の宿泊施設における新型コロナウイルス感染症への対応について」（令和3年3月19日付け健感発0319第1号・薬生衛発0319第1号厚生労働省健康局結核感染症課長及び厚生労働省医薬・生活衛生局生活衛生課長通知）を廃止しますので、ご了知の上、関係者に周知いただきますようお願いいたします。